

船用材料・機器等の承認及び認定要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領 2011年 第2回 一部改正

2011年11月1日 達 第87号

2011年7月7日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2011年11月1日 達 第87号
船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部を改正する達

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

第2編 艀装品

1章 アンカーの製造方法の承認

書式例 2-1 を次のように改める。

書式例 2-1

アンカーの製造法承認申込書

(新規 更新 変更)

~~(社)~~日本海事協会 材料艀装部 御中
(〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)

申込者文書番号 ()

年 月 日

申込者名： _____ 印

住 所： 〒 _____

担当者氏名： _____

TEL： _____

FAX： _____

鋼船規則 L 編 2.1.4 に定めるところにより、下記のアンカーの製造法の承認を申込みます。

種類及び型式 (例：ストックレスアンカー JIS F3301)	
既承認番号(継続又は変更の場合のみ記入)	
製造所の所在地	
承認希望最大質量 (例：20t)	
鋼種 (例：KSC42)	
提出図面及び資料の名称	
試験実施日等	(1) 工場調査希望日 (年 月 日) (2) 承認試験希望日 (年 月 日) (3) 把駐力試験 実施場所 () 実施希望日 (年 月 日)

注)

- この申込書の提出は1部とする。
- 初めて承認を申込み場合は「新規」、承認の更新を申込み場合は「更新」、承認内容の変更を申込み場合は「変更」の文字の前の内に×印を入れる。

2章 チェーンの製造方法の承認

書式例 2-2 を次のように改める。

書式例 2-2

チェーンの製造法承認申込書 (<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更)	
(財)日本海事協会 材料機装部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)	
申込者文書番号 ()	
年 月 日	
申込者名: _____ 印	
住 所: 〒 _____	
担当者氏名: _____	
TEL: _____	
FAX: _____	
鋼船規則 L 編 3.1.4 に定めるところにより、下記のチェーンの製造法の承認を申込みます。	
種 類 (例: 第 3 種 チェーン)	
既承認番号 (継続又は変更の 場合のみ記入)	
製 造 所 の 所 在 地	
材 料 (例: KSBC70)	
熱 処 理 (例: 焼入れ焼き戻し)	
承 認 希 望 最 大 径 (例: φ 132mm)	
提 出 図 面 及 び 資 料 の 名 称	

注)

1. この申込書の提出は1部とする。
2. 初めて承認を申込み場合は「新規」、承認の更新を申込み場合は「更新」、承認内容の変更を申込み場合は「変更」の文字の前の□内に×印を入れる。

5章 合成繊維ロープの製造方法の承認

書式例 2-4 を次のように改める。

書式例 2-4

合成繊維ロープの製造方法承認申込書	
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 定期検査	
(財)日本海事協会 材料機装部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)	
申込者文書番号 ()	
	年 月 日
申込者名：_____ 印	
住 所： 〒 _____	
担当者氏名：_____	
TEL：_____	
FAX：_____	
鋼船規則 I 編 5.1.3 に定めるところにより，下記の合成繊維ロープの製造方法の承認を申込みます。	
ロープの種類 (例：ピニロン)	
原糸の種類 (例：1 種用モノフィラメント)	
既承認番号 (定期検査の場合のみ記入)	
製造所の所在地	
提出図面及び資料の名称	

注)

1. この申込書の提出は1部とする。
2. 初めて承認を申込む場合は「新規」、定期検査を申込む場合は「定期検査」の文字の前の□内に×印を入れる。

7章 繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用承認

書式例 2-6 を次のように改める。

書式例 2-6

繊維強化プラスチック製品の使用承認申込書	
(<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更)	
(株) 日本海事協会 材料機装部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)	
申込者文書番号	年 月 日
申込者氏名：	印
住 所： 〒	
電話 / FAX：	
綱船規則検査要領 C 編附属書 C1.1.7-5.の規定に基づき、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 2 編 7 章に定めるところにより、下記の繊維強化プラスチック製品を貴会船級船に使用することの承認を申し込みます。	
繊維強化プラスチック製品の名称	既承認番号(継続又は変更の場合のみ記入)
繊維強化プラスチック製品の形式呼称	
要目(防火保全性レベル等)	
製造所の所在地及び名称	
用 途	
提出図面及び資料の名称	

担当者：連絡先 _____

注)

- *1. この申込書の提出は、1部とする。
- *2. 初めて承認を申込むときは「新規」、承認内容の変更を申込むときは「変更」、また承認の更新を申込むときは「更新」の文字の前の 内に×印を入れる。
- ※ 適宜削除のこと。

第 6 編 機関

3 章 安全弁等の吹出量に係る承認

3.2 承認申込

3.2.1 承認申込書

書式例 6-3 を次のように改める。

書式例 6-3

安全弁等の K 値に係わる承認申込書 (<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更)		
財団法人 日本海事協会 機関部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7)		
		申込者文書番号 年 月 日
申込会社 住所・社名・印		
英文会社名		
連絡先 電話番号・氏名		
鋼船規則の当該規定に基づき、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 3 章の規定に従い、下記の安全弁等について K 値の承認を申請致します。		
安全弁等の名称	和 文	既承認番号（継続又は変更の場合のみ記入）
	英 文	
安全弁等の形式呼称		
主 要 寸 法		
提出図面及び資料の名称		

注 1. この申込書の提出は、1部とする。

注 2. 初めて承認を申し込むときは「新規」、承認の更新を申し込むときは「更新」、承認内容の変更を申し込むときは「変更」の文字の前の□内に×印を入れる。

9章 メカニカルジョイントの使用承認

9.2 承認申込

9.2.1 承認申込書

書式例 6-9 を次のように改める。

書式例 6-9

メカニカルジョイントの使用承認申込書		
(<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更)		
(財)日本海事協会 機関部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7)		
申込者文書番号		年 月 日
申込会社 住所・社名・印 英文会社名 連絡先 電話番号・氏名		
鋼船規則 D 編 12.3.3-1.の規定に基づき、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 9 章に定めるところにより、下記の船用機器を貴会船級船に使用することの承認を申し込みます。		
物件の名称	和文	既承認番号(継続又は変更の場合のみ記入)
	英文	
物件の型式型番		
構造の補足説明 (必要な場合)		
提出図面 資料の名称		

注 1. この申込書の提出は、1 部とする。

注 2. 初めて承認を申込むときは「新規」、承認内容の変更を申込むときは「変更」、また承認の更新を申込むときは「更新」の文字の前の 内に × 印を入れる。

10 章 ディーゼル機関のクランク室逃し弁の使用承認

10.2 承認申込

10.2.1 承認申込書

書式例 6-10 を次のように改める。

書式例 6-10

ディーゼル機関のクランク室逃し弁の使用承認申込書	
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更	
日本海事協会 機関部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)	
申込者文書番号	年 月 日
申込者氏名：	印
住 所： 〒	
電話 / FAX：	
鋼船規則 D 編 2.4.3 の規定に基づき、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 6 編 10 章に定めるところにより、下記のクランク室逃し弁を貴会船級船に使用することの承認を申し込みます。	
逃 し 弁 の 名 称	和文 既承認番号(継続又は変更の場合のみ記入) 英文
逃 し 弁 の 形 式 呼 称	
製 造 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
主 要 寸 法	
提 出 図 面 及 び 資 料 の 名 称	

担当者：連絡先

注)

1. この申込書の提出は、1部とする。
2. 初めて承認を申込むときは「新規」、承認内容の変更を申込むときは「変更」、また承認の更新を申込むときは「更新」の文字の前の□内に×印を入れる。

第 7 編 制御及び計装用機器並びに電気設備

6 章 オイルミスト検出装置の使用承認

6.2 承認申込

6.2.1 承認申込書

書式例 7-8 を次のように改める。

書式例 7-8

オイルミスト検出装置の使用承認申込書	
(<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更)	
郵券日本海事協会 機関部 御中 (〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7)	
申込者氏名：	申込者文書番号 年 月 日
住 所： 〒	印
電話 / FAX：	
網船規則 D 編 2.4.5 の規定に基づき、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 7 編 6 章に定めるところにより、下記のオイルミスト検出装置を貴会船級船に使用することの承認を申し込みます。	
機 器 名	和文 英文 既承認番号(継続又は変更の場合のみ記入)
機 器 の 型 式 型 番	
製 造 所 の 所 在 地 及 び 名 称	
仕 様 及 び 寸 法 (主要なものについて記入)	
提 出 図 面 及 び 資 料 の 名 称	

担当者：連絡先

注)

- この申込書の提出は、1部とする。
- 初めて承認を申込むときは「新規」、承認内容の変更を申込むときは「変更」、また承認の更新を申込むときは「更新」の文字の前の 内に×印を入れる。

附 則（改正その1）

1. この達は、2011年4月1日から施行する。

第6編 機関

6章 プラスチック管の使用承認

6.1 一般

6.1.2 定義

(1)を次のように改める。

- (1) プラスチックとは、*PVC* や繊維強化プラスチック (*FRP*) のように強化されているかいないかを問わず、熱可塑性プラスチック及び熱硬化性プラスチックの両方をいう。また、合成ゴム及び同等の熱的／機械的性質を有する材料はプラスチックとして扱う。

6.9 試験基準

6.9.1 製造法承認試験の基準

表 6.6 を次のように改める。

表 6.6 プラスチック管の製造法承認試験方法及び判定基準

試験項目	試験方法	判定基準
(省略)		
耐火性	<u>IMO Res. A.753(18) Appendix 1, 2</u> <u>(IMO Res. MSC.313(88)による改正を含む)</u>	L1: 乾燥状態で完全性を失わず最低 1 時間、IMO Res. A753(18) Appendix 1 に規定した耐火試験に合格した管は、耐火性基準のレベル 1 (L1) とする。 L2: 乾燥状態で最低 30 分、IMO Res. A753(18) Appendix 1 に規定した耐火試験に合格した管は、耐火性基準のレベル 2 (L2) とする。 L3: 湿潤状態で最低 30 分、IMO Res. A753(18) Appendix 2 に規定した耐火試験に合格した管は、耐火性基準のレベル 3 (L3) とする。 <u>L1: 乾燥状態における耐火試験(試験時間 60 分以上)及び耐圧試験(試験時間 15 分以上)を実施し、耐圧試験中に漏洩がないことが確認された管は、耐火性基準のレベル 1 (L1) とする。</u> <u>L1W: 乾燥状態における耐火試験(試験時間 60 分以上)及び耐圧試験(試験時間 15 分以上)を実施し、耐圧試験中の漏洩量が 5% 以下であることが確認された管は、耐火性基準のレベル 1W (L1W) とする。</u> <u>L2: 乾燥状態における耐火試験(試験時間 30 分以上)及び耐圧試験(試験時間 15 分以上)を実施し、耐圧試験中に漏洩がないことが確認された管は、耐火性基準のレベル 2 (L2) とする。</u> <u>L2W: 乾燥状態における耐火試験(試験時間 30 分以上)及び耐圧試験(試験時間 15 分以上)を実施し、耐圧試験中の漏洩量が 5% 以下であることが確認された管は、耐火性基準のレベル 2W (L2W) とする。</u> <u>L3: 湿潤状態における耐火試験(試験時間 30 分以上)及び耐圧試験(試験時間 15 分以上)を実施し、耐圧試験中の漏洩量が毎分 0.2 リットル以下であることが確認された管は、耐火性基準のレベル 3 (L3) とする。</u>
(省略)		

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2011 年 11 月 1 日から施行する。